

平成28年8月29日

生命保険窓販商品の追加

－ P G F生命『米国ドル建終身保険 P G』を取扱開始 －

＜正式名称：米国ドル建終身保険＞

株式会社 千葉興業銀行（頭取 青柳 俊一）は、平成28年8月29日（月）から、平準払終身保険『米国ドル建終身保険 P G』〔引受保険会社：P G F生命（プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社）〕を販売開始いたします。今後とも生命保険窓販商品のラインナップを充実させ、お客さまの幅広いニーズにお応えしてまいります。

記

1. 商品名

『米国ドル建終身保険 P G』

《正式名称：米国ドル建終身保険》

（引受保険会社：P G F生命）

2. 販売開始日

平成28年8月29日（月）

3. 商品概要

『米国ドル建終身保険 P G』の主な特徴

ご契約時の万一の保障が生涯続き、解約返戻金が増え続ける商品です。

＜1＞ ご契約の直後から死亡（高度障害）保障を確保することができ、保障は、生涯にわたって継続します。

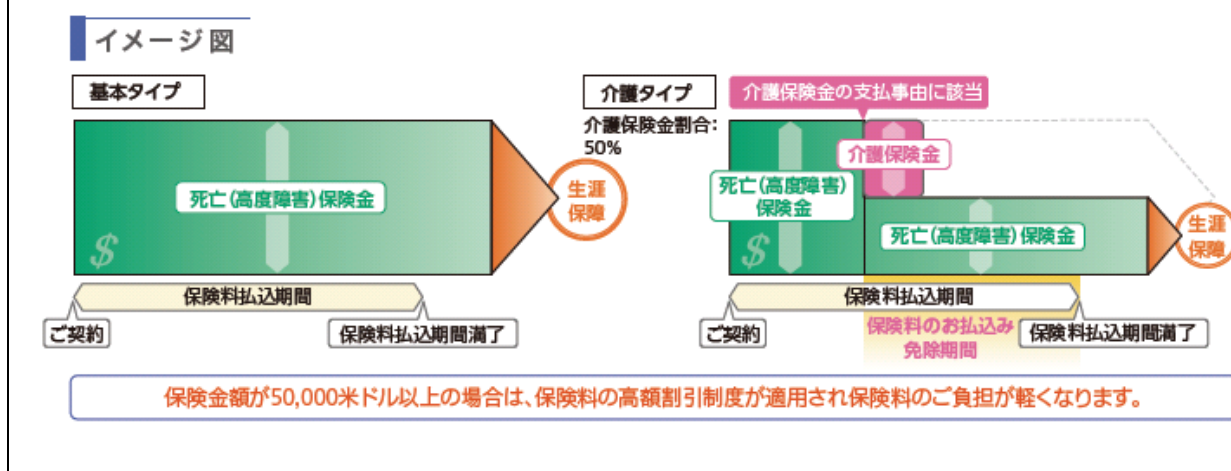
＜2＞ 相続対策や生前贈与対策に活用できます。

＜3＞ 「米ドル建」で築きあげた資産を、将来必要となる資金として活用することができます。

＜4＞ 介護リスクに備えることができます。【介護タイプ】

- ・ 所定の要介護状態に該当された場合、介護保険金をお支払し、以後の保険料のお払い込みが免除されます。
- ・ 介護保険金は、死亡（高度障害）保険金に、ご指定いただいた所定の介護保険金割合を乗じた額になります。〔10%・30%・50%・100%より選択〕

< 5 > 保険料や死亡保険金等、この保険にかかる金銭の授受は米ドルで行います。



『米国ドル建終身保険PG』の商品概要

『米国ドル建終身保険PG』の主なお取扱いは次のとおりです。

項目	内 容
契約年齢（満年齢）	〔基本タイプ〕 0歳～75歳／〔介護タイプ〕 6歳～75歳（満年齢）
保険料払込方法	月払・半年払・年払・前納（全期または一部）
保険期間	終身（更新なし）
払込通貨	平準払い：円 ／ 前納する場合：米ドルまたは円
告知・診査方法	告知書扱・診断書扱（健康診断通知書扱・人間ドック成績表扱） ・診査医扱（嘱託医扱）
最低保険料	月払：30 米ドル／半年払：180 米ドル／年払：360 米ドル
最低死亡保険金額	2 万米ドル（かつ月換算保険料が 30 米ドル以上） 取扱単位：1,000 米ドル
最高保険金額	〔基本タイプ：死亡（高度障害）保険金額〕 700 万米ドル 〔介護タイプ：介護保険金〕 50 万米ドル
付加できる主な特約	疾病障害による保険料払込免除特約、円換算払込特約、円換算支払特約、円換算貸付特約、指定代理請求特約、リビング・ニーズ特約、保険金等の支払方法の選択に関する特約、介護前払特約、介護保険金年金支払特約

【この保険のご検討にあたってご確認いただきたい事項】

■預金などとの違いについて

この保険は、PGF生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。

■ご契約にかかる主な費用について

●保険料より控除される費用

お払込みいただく保険料のうち、その一部は保険契約の締結・維持・死亡保障等に係る費用等に充てられ、それらを除いた金額が積立金等で運用されます。なお、これらの費用については、年齢別の発生率を用いて算出しているため、一律の算出方法を記載することができません。

●保険料を円で払い込む場合の費用

「円換算払込特約」を付加して保険料を円で払い込む場合の交換レートと仲値(TTM)との差額は、為替手数料として通貨交換時のご負担となります。

●保険金等を円でお受取いただく場合の費用

「円換算支払特約」を付加して保険金等を円でお受取いただく場合および「介護保険金年金支払特約」を付加して介護年金をお受け取りいただく場合の交換レートと仲値(TTM)との差額は為替手数料として通貨交換時にそれぞれご負担いただきます。

●保険金等を米ドルでお受取りいただく場合の費用

米ドルでのお受取にかかる手数料(PGF 生命からご契約者または受取人の口座に送金するための送金手数料)をお受取額から差し引くことがあります。

●保険金・解約返戻金を年金でお受け取りいただく場合の費用

年金開始日以後、受取年金額に対して1.0%（平成28年5月現在）を年金受取日に年金原資より控除します。※保険金等の支払方法の選択に関する特約および介護保険金年金支払特約によるお取扱です。

■為替リスクについて

この保険は米ドル建てであり、円貨で払い込まれ、または円貨で受取る場合、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、受取時の為替相場で円に換算した保険金額等が円でお払込みいただいた保険料総額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

このプレスリリースは、『米ドル建終身保険PG』の主な特徴を記載したものです。この商品のご検討・お申込みに際しましては、「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）兼パンフレット」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

● ご注意いただきたい事項

- ・「個人年金保険」「一時払終身保険」「平準払終身保険」「医療保険」「がん保険」「学資保険」は保険会社の商品です。このため預金等とは異なり、預金保険制度の対象ではなく、元本の返済や利息の支払が保証されていません。
- ・「個人年金保険」「一時払終身保険」「平準払終身保険」「医療保険」「がん保険」「学資保険」をご契約の際には、「ご契約のしおり・約款、(定款)」、「契約概要・注意喚起情報」または「契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）」、「特別勘定のしおり（変額商品のみ）」を必ずご覧ください。
- ・当行（募集代理店）の行員（生命保険募集人）は、お客さまと引受保険会社の保険契約締結の媒介を行う者であり、保険契約締結の代理権はありません。従って、保険契約はお客さまからのお申込みに対して引受保険会社が承諾したときに有効に成立します。
- ・法令上の規制により、お客さまのお勤め先や、融資のお申込み状況等によっては、お申込みいただけない場合がございます。
- ・引受保険会社が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構により保護の措置が図られますが、ご契約の際にお約束した死亡保険金額・解約返戻金額等が削減され、その結果、死亡保険金額・解約返戻金額が払込保険料を下回るリスクがあります。
- ・保険会社による保険金や給付金等のお支払いについて、受取人の故意による場合や、健康状態等についてお客さまが事実を告知されなかったり事実と異なることを告知された場合等、保険金や給付金等が支払われない場合がございます。くわしくは「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）兼パンフレット」「ご契約のしおり・約款」等をご確認ください。
- ・保険会社への保険料のお支払いについて、保険料お支払いの猶予期間中に保険料のお支払いがない場合、ご契約は失効したり自動振替貸付が適用されます。（保険商品や保険料お支払い状況によって異なります。）失効した場合、保険金や給付金の支払事由に該当した場合でも、保険金や給付金等が支払われません。くわしくは「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）兼パンフレット」「ご契約のしおり・約款」等をご確認ください。